

議案第 19 号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和 57 年墨田区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「に規定する」を「及び第 3 号ウに掲げる」に、「第 23 条」を「第 14 条」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（前条第 1 号に掲げる集会所にあっては第 15 条の規定により業務を行わせる者を、同条第 3 号ウに掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成 6 年墨田区条例第 33 号）第 11 条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第 11 条まで及び別表第 1 において同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

第 11 条第 3 号中「の利用」を「を利用すること」に改め、同条第 4 号中「必要」の次に「がある」を加える。

第 12 条の見出しを「（利用者の原状回復義務）」に改める。

第 13 条の見出しを「（利用者の損害賠償義務）」に改め、同条中「（以下「施設等」という。）」を削る。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「集会所」の次に「（第 1 条第 1 号に掲げる集会所に限る。次条から第 21 条までにおいて同じ。）」を加え、同項第 3 号中「施設等」を「施設及び付帯設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第 2 項中「指定管理者」の次に「（前項の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第 23 条までにおいて同じ。）」を加える。

第 2 2 条の見出しを「（指定管理者の原状回復義務）」に改める。

第 2 3 条の見出しを「（指定管理者の損害賠償義務）」に改める。

第 2 4 条中「及び第 3 号に規定する」を「並びに第 3 号ア及びイに掲げる」に改め、同条の表を次のように改める。

第 2 条の見出し	利用時間	使用時間
第 2 条第 1 項	集会所（前条第 1 号及び第 3 号ウに掲げる集会所に限る。以下この条から第 1 4 条までにおいて同じ。）の利用時間	集会所の使用時間
第 2 条第 2 項	指定管理者（前条第 1 号に掲げる集会所にあっては第 1 5 条の規定により業務を行わせる者を、同条第 3 号ウに掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成 6 年墨田区条例第 3 3 号）第 1 1 条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第 1 1 条まで及び別表第 1 において同じ。）	区長
	区長の承認を得て、前項の利用時間	前項の使用時間
第 3 条	指定管理者	区長
	区長の承認を得て、これを	これを
第 4 条の見出し	利用	使用
第 4 条	利用	使用
	指定管理者	区長
第 5 条の見出し	利用	使用
第 5 条	指定管理者	区長
	利用	使用
第 6 条の見出し	利用料金	使用料
第 6 条第 1 項	利用の	使用の
	利用料金	使用料
	利用承認	使用承認
	指定管理者	区長
第 6 条第 2 項	利用料金	使用料
	別表第 1	別表第 2
	指定管理者が区長の承認を得て	墨田区規則（以下「規則」という。）で
第 7 条の見出し	利用料金	使用料

第7条	指定管理者は、墨田区規則（以下「規則」という。）	区長は、規則
	利用料金	使用料
第8条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
第9条の見出し	利用権	使用権
第9条	利用	使用
第10条	利用する者（以下「利用者	利用する者（以下「使用者
	利用して	利用して
	指定管理者	区長
第11条の見出し	利用承認	使用承認
第11条	指定管理者	区長
	利用	使用
第12条の見出し	利用者	使用者
第12条	利用者	使用者
	利用を	使用を
	利用の	使用の
第13条の見出し	利用者	使用者
第13条	利用者	使用者
	利用に	使用に
第14条の見出し	利用	使用
第14条	利用する	使用する
	利用料金	使用料

別表第1 1貸切りの場合の部に次のように加える。

横川集会所	2,400円	3,100円	3,100円
-------	--------	--------	--------

別表第1付記1中「特に指定管理者が必要」を「指定管理者が特に必要がある」に改める。

別表第2横川集会所の項を削り、同表付記1中「特に区長が必要」を「区長が特に必要がある」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

横川コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせることとするに伴い、横川集会所の利用料金の上限額を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。